

2020年度 同志社大学大学院 司法研究科
前期日程入学試験問題 法律科目試験
(行政法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

Y市では建築主事を置いて建築確認を行わせていたところ、「Y市のA地区において鉄筋2階建ての建物の建築工事が行われているが、このような危険な工事が許されるのか」との市民からの通報があった。Y市の職員が現地に出向き調査したところ、元からあった自動車修理工場の隣に、建築確認を受けずに鉄筋2階建ての建物が増築され、すでに工事は完了していた。Y市の職員が自動車修理工場の経営者であるBに事情を尋ねたところ、当該建物は、建設業者ではなくB本人によって全て施工されたものであり、構造的に直ちに倒壊のおそれがある非常に危険な建築物であった。そこで、Y市は、Bに対し、当該建物を直ちに撤去するよう指導を行った。しかしながらBがいっこうに聞き入れなかつたため、Y市長は、すぐにでも当該建物が倒壊する危険があると判断し、当該建物につき建築基準法9条1項に定める建築物除却命令を発することとした。

問(1)(配点:20点)

仮にY市が建築基準法9条1項の要件が満たされているにもかかわらず建築物除却命令を発せず、引き続き行政指導を継続した場合、直ちに建築物除却命令を発しないことを違法と考える市民Cは、どのような行政手続法上の手段をとることができるか、具体的に説明しなさい。

問(2)(配点:30点)

建築物除却命令を発しても同命令にBが従わなかった場合、Y市は行政代執行の手続をとることができるか、下に掲げる行政代執行法の条文に照らして説明しなさい。

なお同法2条に定める「他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」という要件に該当するか否かについては説明しなくてよい。

(資料)

建築基準法

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1～34 (略)

35 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、そ

2020年度 同志社大学大学院 司法研究科
前期日程入学試験問題 法律科目試験
(行政法)

の他の市町村の区域については都道府県知事をいう。[ただし書 省略]

(違反建築物に対する措置)

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2～15 (略)

行政代執行法

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第3条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日

2020年度 同志社大学大学院 司法研究科
前期日程入学試験問題 法律科目試験
(行政法)

を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

附則 (略)